

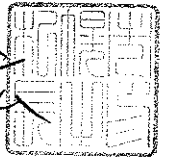


札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月7日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第15号

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の項中「（投票所又は期日前投票所の投票管理者が職務時間内に交替する場合又は投票立会人が立会時間内に交替する場合にあつては、当該額を超えない範囲内で市長が定める額）」を「（期日前投票所を開く時刻を繰り上げる場合又は閉じる時刻を繰り下げる場合の当該期日前投票所の投票管理者又は期日前投票所の投票立会人にあつては、当該額に、当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、当該額を10分の115で除して得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を加算した額」に改め、同表備考を同表備考1とし、同備考の次に次のように加える。

2 投票所又は期日前投票所の投票管理者が職務時間内に交替する場合又は投票立会人が立会時間内に交替する場合の報酬日額は、この表に規定する投票所又は期日前投票所の投票管理者又は投票立会人の報酬日額を超えない範囲内で市長が定める額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。